

令和5年12月27日施行

1

固定給油設備からガソリンの容器への詰替えられる上限（200L/日）がなくなりました。

※給油ノズル等に満量停止措置を設けること等の安全対策が必要。

※固定給油設備から軽油を容器に詰替えられる上限(1,000L/日)に変更はありません。



令和5年12月27日施行

2

固定給油設備から軽油を車両に固定された4,000L以下のタンク(内部を2,000L以下ごとに仕切ったものに限る)に注入することができるようになりました。

※給油ノズル等に満量停止措置を設けること等の安全対策が必要。

※固定給油設備から軽油を容器に詰替えられる上限(1,000L/日)に変更はありません。

令和5年12月7日施行

3

給油取扱所内の設置できる建築物の用途が拡大されました。

映画館、飲食店、スーパー、図書館、神社、工場、駐車場、倉庫、事務所等を設置可能。

令和5年12月7日施行

4

尿素水溶液供給機・急速充電機設備の位置・構造又は設備の基準が定められました。

※経過措置が設けられています。



## 給油取扱所に係る

# 法令改正

がありました



令和5年12月27日施行

5

荷卸し中の固定給油設備及び固定注油設備の使用ができるようになりました。

- 1 給油及び注油ノズルに満量停止措置を設ける。
- 2 地下タンク等※及び危険物を注入する移動タンク貯蔵所には、コンタミ防止措置を設ける。

※地下タンク等とは、地下タンク及び簡易タンクを言います。



令和6年3月1日施行

6

乗用車によるプラスチック容器でのガソリン運搬が可能になりました。

容器は、次のいずれにも該当する必要があります。

- 1 UN規格で容器番号3H1が付されていること。
- 2 最大容量が10L以下であること。
- 3 製造日から5年以内であること。

令和5年12月27日施行

7

営業時間外に安全対策を行うことで、係員以外のものが出入りできるようになりました。

営業時間外に給油取扱所以外の用途で使用できるようになりました。

令和5年12月27日施行

8

予防規程に定めなければならない事項が追加されました。

5と7について対応した場合は、必要な事項を予防規程に定めることとされました。

